

著者ならびにその著作権継承者の皆様へ

泌尿器科紀要 (Acta Urologica Japonica) の電子化・公開に係る著作権の処理について

泌尿器科紀要 (Acta Urologica Japonica) につきましては、同紀要に掲載する著作物の著作権が泌尿器科紀要刊行会に帰属することとなった第52巻第7号 (2006年7月) 以降の巻号で、刊行後1年を経過したものについては、2009年4月1日より京都大学学術情報リポジトリ (KURENAI) を通して電子ジャーナルとして公開いたします。

泌尿器科紀要刊行会では、同紀要の第1巻第1号 (1955年3月)～第52巻第6号 (2006年7月) に掲載された著作物につきましても、同リポジトリを通して電子ジャーナルとして公開していきたいと考えていますが、そのためには当該巻号に掲載された著作物の全ての著者の皆様から著作権の利用許諾をいただく必要があります。つきましては、略儀にて失礼かとは存じますが、本件に係る権利処理について下記の通りお伝えしますので、(2)、(3) についてご異議やご質問がある場合は、2009年12月25日までに、このご案内の末尾に記載の連絡先までご連絡賜りますようお願い申し上げます。特にご異議の申し出がない場合、許諾をいただいたものとして処理させていただきたく存じます。

なお、今回は2009年12月25日を包括的な処理の期限とさせていただきますが、それ以降にお申し度いただきましても、個別に対応させていただきますことを申し添えます。

著者ならびにその著作権継承者の皆様におかれましては、この電子ジャーナル化の方向性にご賛同くださり、著作権の利用について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

泌尿器科紀要 (Acta Urologica Japonica) の第52巻第6号以前の巻号に掲載された著者ならびにその著作権継承者の皆様に、以下の点のご確認とご了解をいただきますようお願いいたします。

- (1) 著作権の帰属そのものに変更はありません。泌尿器科紀要刊行会に著作権を譲渡するものではなく、皆様の権利に変更はありません。
- (2) 第1巻第1号～第52巻第6号の泌尿器科紀要 (Acta Urologica Japonica) に掲載された著作物について、その紙面を電子的に複製しデータベース化すること (複製権^{*3}の利用) を、泌尿器科紀要刊行会に許可する。
- (3) 電子化したものを、京都大学学術情報リポジトリ等を通して公開すること (公衆送信権^{*4}の利用) を、泌尿器科紀要刊行会に許可する。

*3,4 「複製権」と「公衆送信権」は、それぞれ著作権の中の諸権利の一つです。

編集委員長：小川 修

連絡先

泌尿器科紀要刊行会

〒606-8392 京都市左京区聖護院山王町18 メタボ岡崎301号

電話：075-752-0100 FAX：075-752-0190

E-mail：acta_urol.jpn@sunny.ocn.ne.jp